

平成 27 年度



文 化 庁

文化芸術の海外発信拠点形成事業  
(アーティスト・イン・レジデンス事業)

応 募 要 領

文化庁への要望書の提出期限

平成 27 年 3 月 5 日 (木) (必着)

※FAX、電子メールでの要望書の受付は行っておりません。

提出先及び問合せ先

文化庁長官官房国際課国際文化交流室企画係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 (代表) 内線2848  
<10時から18時まで>

FAX 03-6734-3813

E-mail int-cul@bunka.go.jp

## 目 次

I. 募集について	1
1. 事業概要	1
2. 募集期間	2
3. 補助対象となる者	2
4. 他事業との重複申請について	3
5. 補助対象事業	3
6. 補助金の額	6
7. 採択予定数	7
8. 申請書の提出期限及び提出方法等	7
9. 審査について	7
10. 審査後の手続について	8
11. 申請書の作成に当たっての留意事項	8
12. 「文化芸術の海外発信拠点形成事業」の名称の明記	8
13. 執行状況調査について	9
14. 不正受給等に伴う応募制限について	9
15. その他	9
〈別表〉 特定被災地方公共団体と特定被災区域 一覧	10
II. 補助対象となる経費等について	11
1. 要望書に計上できる経費	11
2. 要望書に計上できない経費（補助対象外経費）	14
III. 提出書類について	15
1. 提出書類	15
2. 様式の入手方法	15
3. 要望書の提出に当たっての留意事項	15
4. 要望書記入要領	15

# I. 募集について

本補助事業は、平成 27 年度予算案の内容に基づき募集を行うものです。国会での予算審議の状況等によっては、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や関係書類・資料の追加提出を求めることがありますので、御承知おき願います。

## 1. 事業概要

本補助事業は、異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的受入れや、国際的な文化芸術創造といった各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業（アーティスト・イン・レジデンス）を支援することで、日本各地に文化芸術創造と国際的発信の拠点づくりを推進することを目的としています。

### （募集内容の変更点について）

平成 27 年度募集に当たっては、復興支援枠の枠組みを外し、「アーティスト・イン・レジデンス事業」のみとすることとしました。なお、復興支援地域（P. 10 **別添**参照）で事業を実施する場合は要望書類に記載する欄があります。

### 〈募集内容〉

事業名称	補助金額	要件等
アーティスト・イン・レジデンス事業	800 万円 (*1)	地方公共団体や民間の助成財団等から財政的支援があり、原則 800 万円以上の補助対象経費かつ自己負担がある事業に対する補助
	500 万円 (*2)	原則 500 万円以上の補助対象経費及び自己負担がある事業に対する補助（外部資金の有無は問わない）

\*1 ただし、事業規模等を勘案する場合にあつては 600 万円から 800 万円未満までの範囲で文化庁長官が定める額

\*2 ただし、事業規模等を勘案する場合にあつては 500 万円未満の文化庁長官が定める額

(対象となる事業) \*芸術創造支援プログラムに加えて、〔分類1〕・〔分類2〕を実施することができます。

芸術創造支援プログラム	〔分類1〕	〔分類2〕
外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造支援プログラム(招へいする外国人芸術家の滞在期間が30日間以上のものに限る。)	①外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の我が国文化芸術の研究支援プログラム ②招へい外国人芸術家による創作作品の発表機会の提供 ③招へい外国人芸術家又は研究者・学芸員によるリサーチ活動 ④招へい外国人芸術家と国内芸術家との共同創作活動 ⑤招へい外国人芸術家又は研究者・学芸員による講演会・セミナー・ワークショップ・シンポジウム等の活動	①国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会・公演等のプログラム ②アーティスト・イン・レジデンス及び芸術系大学等教育機関との連携により行われる共同創作、展覧会・公演等のプログラム ③優れた外国人芸術家を招へいして行う滞在型の国内外若手芸術家の教育プログラム ④アーティスト・イン・レジデンスの連携強化のためのセミナー・シンポジウム等の開催 ⑤アーティスト・イン・レジデンス事業を行うに当たり、必要な専門スタッフの人材育成プログラム

### 〈補助金交付の対象となる事業期間〉

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間

## 2. 募集期間

平成27年2月6日(金)～平成27年3月5日(木)

\*相談期間：平成27年2月6日(金)～平成27年2月27日(金)

上記期間中、申請に当たっての相談を受け付けますので、表紙記載の問合せ先宛てに御連絡ください。

## 3. 補助対象となる者

申請者は、下記5. に示す補助対象事業を実施する者であって、次のいずれかの要件を満たす者とします。

- (1) 地方公共団体又は法人格を有する者
- (2) 地方公共団体、芸術関係者、地域住民の代表者などで構成された実行委員会
- (3) 法人格を有しないが、主たる構成員が芸術家又は芸術団体であり、次に掲げる全ての措置がとられている団体
  - イ 定款、寄附行為に類する規約を有していること
  - ロ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
  - ハ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
  - ニ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

また、複数の団体が下記5. に示す補助対象事業を共同して実施する場合、1件の申請を共同で申請することも可能です。この場合においては、代表となる団体を決めて申請する必要があります。ただし、補助期間中、代表となる団体を変更することはできません。

#### 4. 他事業との重複申請について

文化庁の他の事業に既に申請している事業は、本補助事業には応募できません。

\* 文化庁の他の事業とは、主に「文化芸術グローバル化推進事業」「劇場・音楽堂等活性化事業」等の事業が該当します。

また、既に芸術文化振興基金へ応募している事業について、本補助事業に応募することは可能です。ただし、本事業と芸術文化振興基金ともに採択となった場合には、どちらの補助を受けるか選択していただきます。

#### 5. 補助対象事業（アーティスト・イン・レジデンス事業）

##### (1) 対象分野

対象となる芸術分野は、美術、メディア芸術、建築、デザイン、工芸、文学、音楽、舞踊、演劇、映画など、特に限定はありません。

##### (2) 対象事業

次の事業のうち、〔芸術創造支援プログラム〕については本事業の核となるものであるため、必ず実施する必要があります。〔分類1〕の①～⑤の事業に関しては〔芸術創造支援プログラム〕を実施する者が、その事業に付随して実施する場合にのみ補助対象となります（〔芸術創造支援プログラム〕を実施しない者が、〔分類1〕①～⑤の事業の申請を行うことはできません）。なお、〔分類1〕①～⑤の事業を複数実施することも可能です。

また、〔分類2〕の①～⑤の事業に関しても同様に〔芸術創造支援プログラム〕を実施する者が、その事業に付随して実施する場合にのみ補助対象となります。なお、〔分類1〕①～⑤の事業と組み合わせること又は〔分類2〕①～⑤の事業を複数実施することは可能です。

##### 〔芸術創造支援プログラム〕

外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造支援プログラム（招へいする外国人芸術家の滞在期間が30日間以上のものに限る。）

外国人芸術家を招へいし、その芸術家が日本に一定期間滞在し、新たな芸術作品を創作するプログラム（いわゆるアーティスト・イン・レジデンスプログラム）に対して補助を行うものです。招へい人数に制限はありません。

\* 「外国人芸術家」とは、日本以外の国籍を有し、かつ海外在住である芸術家を指します。日本在住の外国人芸術家や海外在住の日本人芸術家は招へいの対象外とします。

\* 滞在期間は、30日間以上であることを条件としていますが、招へいした外国人芸術家が滞在期間中に一度本国に帰国し、再度来日することは可能です。その場合、補助期間中の通算した滞在期間が30日間以上であれば、本事業の条件を満たします。ただし、旅費については、最初の来日と最後の帰国のみを補助対象とするものとし、期間中の一時帰国や再来日に係る経費については補助対象外とします。なお、数日間の滞在を多数回（例えば、5日間の滞在を6回など）行うような場合は、本来の趣旨に合わないものとし

て、補助対象外となる場合がありますので、御留意願います。

\*「新たな芸術作品を創作」するとは、いわゆる新作の創作を指しますが、例えば、舞踊において、古典作品に全く新たな振り付けを行う場合や、演劇において、ある原作に対して、新たな解釈で新演出を行うこと等も対象となります。ただし、本事業はあくまで、公演を行うことに対する支援ではないため、単なる招へい公演については、本事業の対象外とします。

## 〔分類1〕

### ① 外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の我が国文化芸術の研究支援プログラム（招へい外国人研究者・学芸員の滞在期間は20日間以上のものに限る。）

外国人研究者・学芸員を招へいし、その者が日本に一定期間滞在し、我が国の文化芸術について研究を行うプログラムに対して補助を行うものです。招へい人数に制限はありません。

\*「外国人研究者・学芸員」とは、日本以外の国籍を有し、かつ海外在住である研究者・学芸員を指します。

日本在住の外国人研究者・学芸員や海外在住の日本人研究者・学芸員は招へいの対象外とします。

\*滞在期間は、20日間以上であることを条件としていますが、招へいした外国人研究者・学芸員が滞在期間中に一度本国に帰国し、再度来日することは可能です。その場合、通算した滞在期間が20日間以上であれば、本事業の条件を満たします。ただし、旅費については、最初の来日と最後の帰国のみを補助対象とし、期間中の帰国・来日に係る経費については補助対象外とします。なお、数日間の滞在を年間に複数回（例えば、5日間の滞在を4回など）行うような場合は、本事業の趣旨に合わないものとして、補助対象外となる場合がありますので、御留意願います。

### ② 招へい外国人芸術家による創作作品の発表機会の提供

芸術創造支援プログラムにおいて、招へいした外国人芸術家が、滞在期間中に創作した作品について、その発表機会として小規模な展示や演奏会を実施することに対して補助を行うものです。

### ③ 招へい外国人芸術家又は研究者・学芸員によるリサーチ活動

芸術創造支援プログラム又は〔分類1〕①において、招へいした外国人芸術家や研究者・学芸員が、その創作活動や研究を行う上で必要な我が国で行うリサーチ活動に対して補助を行うものです。

### ④ 招へい外国人芸術家と国内芸術家との共同創作活動

芸術創造支援プログラムにおいて、招へいした外国人芸術家が、日本国内に在住又は滞在中の芸術家（日本人・外国人は問わない。）と共同で創作活動を行う場合に、その活動に対して補助を行うものです。

### ⑤ 招へい外国人芸術家又は研究者・学芸員による講演会・セミナー・ワークショップ・シンポジウム等の活動

芸術創造支援プログラム又は〔分類1〕①において、招へいた外国人芸術家や研究者・学芸員が、その創作作品や研究内容等について、広く一般を対象として、講演会・セミナー・ワークショップ・シンポジウム等を実施することについて、補助を行うものです。

## 〔分類2〕

\*〔分類2〕における外国人芸術家の滞在期間は、30日間未満のものも含むものとします。

### ① 国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会・公演等のプログラム

国際展等の国際芸術フェスティバルなどのイベントにおいて、その事業のひとつとして、外国人芸術家を招へいし、その芸術家が日本に一定期間滞在し、新たな芸術作品を創作し、その作品に関する展覧会や公演等を実施するプログラムに対して補助を行うものです。〔芸術創造支援プログラム〕と異なる外国人芸術家を起用する場合、日本に滞在する期間について、特に限定はありませんが、作品の創作から展覧会・公演等を行う期間中、日本に滞在することが必要になります。

例えば、国際展の事業のひとつとして、著名な芸術家に一定の期間日本に滞在して新作を制作する機会を提供し、展覧会の開催期間中にその作品を公開する事業などが、これに当たります。

### ② アーティスト・イン・レジデンス及び芸術系大学等教育機関との連携により行われる共同創作、展覧会・公演等のプログラム

アーティスト・イン・レジデンスにおいて日本に滞在する芸術家と芸術系大学等教育機関の教員や学生等が連携して、芸術作品の共同創作を行い、その作品の展覧会・公演等を実施することに対して、補助を行うものです。

### ③ 優れた外国人芸術家を招へいして行う滞在型の国内外若手芸術家の教育プログラム

国際的に高い評価を得ている外国人芸術家を招へいして、その芸術家が一定期間日本に滞在し、国内外から集まった若手芸術家に対して、実技指導や作品創作に関する指導などを行う教育プログラムに対して補助を行うものです。教育プログラムの内容として、若手芸術家による演奏会や展覧会等作品発表の機会を設けている場合は、その内容も対象となります。

例えば、演劇の著名な演出家や俳優を招へいし、若手俳優に対して実技指導などを行い、その成果として演劇公演を行う場合や、著名な美術家を招へいし、若手芸術家に作品創作の指導を行いつつ、それぞれが作品を創作し、その作品の展覧会を行う場合などがこれに当たります。

### ④ アーティスト・イン・レジデンスの連携強化のためのセミナー・シンポジウム等の開催

国内外のアーティスト・イン・レジデンスの情報交換等を可能とするネットワークを構築することを目的として、国内のアーティスト・イン・レジデンス関係者を集めた会議を開催する場合や、アーティスト・イン・レジデンスの国内外におけるプレゼンスの

向上等を目的として、海外のアーティスト・イン・レジデンス関係者を招へいしてセミナー・シンポジウム等を開催することに対して補助を行うものです。

#### ⑤ アーティスト・イン・レジデンス事業を行うに当たり、必要な専門スタッフの人材育成プログラム

アーティスト・イン・レジデンスの活動に当たって、必要となるプログラム／プロジェクトディレクター、キュレーター、コーディネーター等の専門スタッフの人材育成プログラムに対して補助を行うものです。

#### (3) 対象事業の規模

本事業の補助対象となる事業は、次の2つの規模を対象とします。

- ① (2) の〔芸術創造支援プログラム〕・〔分類1〕・〔分類2〕に要する経費のうち、「Ⅱ 補助対象となる経費について (P. 11)」に記載する補助対象経費 (以下「補助対象経費」という。) の合計額 (見積額) が原則 800 万円以上のものであって、地方公共団体や民間の助成財団等から財政的支援がある事業。
- ② (2) の〔芸術創造支援プログラム〕・〔分類1〕・〔分類2〕に要する経費のうち、「Ⅱ 補助対象となる経費について (P. 11)」に記載する補助対象経費の合計額 (見積額) が原則 500 万円以上の事業 (ただし、外部資金の有無は問わないものとする)。

#### (4) 補助の条件

- ① 補助事業者は、補助事業期間中又は終了後において、招へいた外国人芸術家が国内外において行う展覧会又は公演等の国際的な発信活動を支援すること
- ② 補助事業者は、ウェブサイトを通じて、日本語及びその他の言語により、アーティスト・イン・レジデンス事業の活動成果を公表すること
- ③ 招へいた外国人芸術家や研究者・学芸員には、離日後 1 年間以内に、以下のような活動を通じて、日本滞在の成果を発表することを義務づけること

(例)

- ・ 日本以外の国における展覧会、演奏会、講演会、ワークショップ等の開催
- ・ 新聞、雑誌、ウェブサイト等のメディアにおいて、日本語以外の言語により、日本滞在の成果を記事や論文として公表

### 6. 補助金の額

(1) アーティスト・イン・レジデンス事業は上記 5. (3) 対象事業の規模に応じて、次の2つの補助金額を設けることとします。

- ① 800 万円 (ただし、事業規模等を勘案する場合にあっては 600 万円から 800 万円未満までの範囲で文化庁長官が定める額)。
- ② 500 万円 (ただし、事業規模等を勘案する場合にあっては 500 万円未満の文化庁長官が定める額)。

なお、いずれの事業にあっては、事業に係る経費 (補助対象経費 + 補助対象外経費) の合計額から収入の合計額を引いた金額が、上記定額を超える必要があります。

(2) 精算時において、補助対象経費が見積額より少なくなった場合や自己収入額が見積額

より多くなった場合には、最終的に支払う補助金の額が補助金の交付決定時より減額となる場合があります。

- (3) 事業終了後には、収支実績報告書等を提出していただき、申請書に記載されている計画どおりに実施されているか等について確認いたします。補助金の額は、収支実績報告書等に基づき精算し、確定します。
- (4) 補助金は、事業終了後の精算払となります。**概算払や前払はできません**ので、あらかじめ御了承ください。
- (5) 申請書と収支実績報告書を比較し、大幅な経費の減額や計画の変更、又は虚偽の報告等が認められた場合は、補助金の減額や返還などを求めることがあります。
- (6) 採択後に申請書の記載内容から大幅な変更が生じた場合、又は経費の内訳で計上できない経費が判明した場合は、補助対象外となる場合がありますので、申請書の作成に当たっては、実現可能な内容を記載してください。

## 7. 採択予定数

平成 27 年度の採択数は、17 件程度を予定しています。

## 8. 申請書の提出期限及び提出方法等

申請者は、提出書類をそろえて、文化庁へ郵便又は宅配便により提出してください。

提出先：〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁長官官房国際課国際文化交流室企画係

提出期間：平成27年2月6日（金）～3月5日（木）（必着）

- ※ 郵便物は、「平成 27 年度文化芸術の海外発信拠点形成事業（アーティスト・イン・レジデンス事業）申請書在中」と朱書きの上、「特定記録郵便」又は「簡易書留」などで提出してください。
- ※ 電子メール、FAXによる受付は行っておりません。
- ※ 提出された申請書は返却しませんので、コピー等を保管しておいてください。

## 9. 審査について

- (1) 提出された申請書に基づき、学識経験者等で構成する協力者会議に諮って文化庁長官が決定いたします。
- (2) 審査は、次の観点で行われます。

今後、我が国において文化創造と国際的発信の拠点となり得るかという観点で、①事業の組織・体制、②事業の過去の実績と現在の取組状況、③申請事業の企画内容について、以下の「審査の視点」により総合的に評価いたします。

（審査の視点）

- 申請団体の理念・運営方針、事業の実施の目的、計画期間中の目標・計画・内容等が本事業にふさわしいものであるか

- 実現可能な内容・事業規模になっているか
- 芸術監督、プログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーター、申請する芸術分野や招へい外国人芸術家に係る専門分野スタッフ等の配置が適切になされているか
- 外国人芸術家を受け入れた実績や申請する事業と同種の事業を過去に行った実績があり、それによりどのような成果を上げているか
- 申請事業は、団体の特色がある内容であり、芸術性の高い企画になっているか
- 地元企業や団体（大学等を含む）、地方公共団体との連携・協力状況はどのようになっているか
- 我が国の芸術家や地域住民等と交流を行う機会が設けられているか
- 事業実施に係る経費の積算は妥当であるか
- 持続可能な事業展開のため、経営基盤安定化に向けた努力がなされているか

## 10. 審査後の手続について

### (1) 審査結果の通知

審査の結果は、採択・不採択にかかわらず、申請いただいた団体に対し、平成27年3月末をめぐりに文書にてお知らせいたします。電話による問合せには回答できません。

### (2) 補助金交付申請書の提出

補助事業者として採択する旨の通知を受けた申請団体が、補助金交付申請書を所定の期間内に文化庁へ提出していただきます。

文化庁は、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、申請書を提出した申請団体へ通知します。

### (3) 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。

### (4) 補助金の交付

文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、補助事業者に通知し、補助金を交付します。

## 11. 申請書の作成に当たっての留意事項

(1) 申請書は審査資料となりますので、提出後の変更が生じることがないように、その内容について、十分検討の上、作成願います。なお、採択後に、事業計画の内容・収支予算に重大な変更が生じていると判断した場合は、採択の取消しや補助金の減額や返還を求めることがあります。

(2) 申請した事業計画（計画の一部に対するものを含む。）に対する、企業からの協賛金等や民間の補助団体・地方公共団体等からの補助金等の交付を受ける場合又は予定している場合には、必ず収支予算積算内訳に見込額を計上してください。

## 12. 「文化芸術の海外発信拠点形成事業」の名称の明記

申請した事業計画で実施する公演及び教育普及活動のポスター、チラシ、プログラム等には、「平成27年度 文化庁 文化芸術の海外発信拠点形成事業」である旨の記載及び「文化庁シンボルマーク」を表示していただくこととなります。

(表示例)



平成27年度 文化庁 文化芸術の海外発信拠点形成事業

\* 英語表記



Supported by the Agency for Cultural Affairs Government of Japan in the fiscal 2015

## 13. 執行状況調査について

補助を受けた事業については、当該事業の完了日が属する年度の終了後5年間（平成33年3月末まで）、当該事業に関する帳簿及び関係書類等を、善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。また、会計検査院の検査及び文化庁による執行状況調査の対象となります。執行状況調査の結果によっては、補助金を国庫に返納させる場合があります。

## 14. 不正受給等に伴う応募制限について

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業において、補助金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日  
文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

## 15. その他

採択された団体等には、文化庁が行う文化振興施策の広報協力を依頼することがあります。

## 特定被災地方公共団体と特定被災区域 一覽

### 1. 特定被災地方公共団体（9県、178市町村）

青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県 新潟県 長野県  
北海道：茅部郡鹿部町 二世郡八雲町 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町  
青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町  
岩手県：宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町  
宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城県松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町  
福島県：福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村  
茨城県：水戸市 日立市 土浦市 石岡市 結城市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 同郡那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町 北相馬郡利根町  
栃木県：宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町  
埼玉県：久喜市  
千葉県：千葉市 銚子市 船橋市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町  
新潟県：十日町市 中魚沼郡津南町  
長野県：下高井郡野沢温泉村 下水内郡栄村

### 2. 特定被災区域（222市町村）

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町  
岩手県：盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町  
宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城県松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町  
福島県：福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村  
茨城県：水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 同郡那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町  
栃木県：宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町  
埼玉県：久喜市  
千葉県：千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町  
新潟県：十日町市 上越市 中魚沼郡津南町  
長野県：下水内郡栄村

※岩手県東磐井郡藤沢町は、平成23年9月26日に岩手県一関市と合併したため、一関市に含まれています。

## Ⅱ. 補助対象となる経費等について

### 1. 要望書に計上できる経費

要望書に計上できる補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とします。金額は、見積書等により積算根拠を明確にした上で計上してください。

#### (1) [芸術創造支援プログラム]・[分類1]

項目	内 訳
旅費	国際航空賃、国内交通費、滞在費（宿泊費、日当）
会場費	会場使用料（附帯設備費を含む。）
創作活動費	材料費、機材借料等
文芸費	運営スタッフ費
謝金	リサーチ活動協力謝金、審査謝金等
宣伝費	広告宣伝費、立て看板費、告知用ウェブサイトの作成料等
印刷費	プログラム印刷費、図録印刷費、資料印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、活動記録誌印刷費、各種デザイン料等
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
諸経費	案内状送付料、録画費、録音費、写真費等

#### ① 旅費

- 「国際航空賃」については、外国人芸術家又は研究者・学芸員の招へいに必要なものに限り、ただし、滞在期間中の一時帰国・再来日に係る費用は対象外です。なお、一時帰国、再来日に係る「国内交通費」、その移動日に係る「滞在費」も対象外となります。
- 外国人芸術家又は研究者・学芸員の招へいに必要な事前調査に係る「国際航空賃」及び「滞在費」については補助対象になります。ただし、「国際航空賃」に関しては、1回2名の渡航若しくは1名2回の渡航を補助の限度とします。また、「滞在費」に関しては1回の渡航につき宿泊費5日分を限度に補助対象とし、日当については補助対象外とします。なお、外国人芸術家又は研究者・学芸員の渡航に係る旅費、事前調査に係る旅費については、わかりやすく区別して記載してください。
- 「国内交通費」、「滞在費」については、招へい外国人芸術家の審査に係る審査員に係る経費や共同制作、調査研究を行う場合の移動費等も対象とします。
- 「日当」とは、滞在中の食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等をまかなうための経費を想定しています。アーティストに係る手当（報酬）ではありませんので、御留意ください（手当、報酬等は対象外）。

#### ② 会場費

- 「会場費」については、申請者自ら設置し又は管理する会場施設に係る経費は対象外となります。
- 「会場費」は、作品の制作スペースや作品の発表会場、講演会・ワークショップの会場等の借用に係る費用が対象となります。

#### ③ 創作活動費

「材料費」、「機材借料」は、招へい外国人芸術家の作品の創作に必要なものについて

のみ対象とします。作品発表を行う場合の舞台費（大道具、小道具、音響、照明等）は対象外です。

④ 文芸費

- 「運営スタッフ費」については、プログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーター又は通訳等のアーティスト・イン・レジデンス事業の実施に直接的に必要なスタッフの人件費に限ります。
- 作品発表やセミナー・ワークショップに係る文芸費（演出料、舞台監督料等）は、対象外です。

⑤ 謝金

- アーティスト・イン・レジデンス事業では、外国人芸術家、研究者・学芸員、共同創作を行う芸術家等に対する謝礼・報酬は対象外ですので、御留意ください。
- 「リサーチ活動協力謝金」とは、外国人芸術家又は研究者・学芸員が、作品創作・研究を行う場合に、我が国の芸術家や研究者等に対してヒアリングを行う場合等に係る経費を想定しています。
- 「審査謝金」は、外国人芸術家又は研究者・学芸員を公募し、決定するに当たり審査を行う場合の審査員などに支払う謝金を想定しています。

⑥ 宣伝費

「告知用ウェブサイトの作成料」は、ウェブサイトの作成に係る費用を対象とするものであり、サーバーのレンタルやウェブサイトの運用・管理に係る費用等は対象外です。

⑦ 運搬費

「作品運搬費」については、外国人芸術家が日本で創作した作品を、展示会場に運搬する場合や自国に持ち帰る場合の経費等が対象となります。なお、外国人芸術家の創作作品を展示するに当たり、その展示会を充実させるために当該芸術家の作品を自国から持ち込む場合の運搬費については対象外となります。

⑧ 一部業務を外部委託する場合の取扱いについて

本事業において、一部の業務を外部委託することは可能ですが、その場合においては委託した業務の経費を上記項目に分けてそれぞれ記載してください。なお、外部委託に係る一般管理費については、支援対象外になります。

(2)〔分類2〕

\*〔分類2〕の事業を実施する場合は次の経費を計上することができます。

項目	内 訳
旅 費	国際航空賃、国内交通費、滞在費（宿泊費、日当）
会場費	会場使用料（附帯設備費を含む。）
創作活動費	材料費、機材借料等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料、司会料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレパティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
文芸費	演出料、監修料、振り付け料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、原稿料、原資料、企画制作料等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費、会場設営費等
上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
作品借料	作品借料、作品保険料等
謝 金	原稿執筆謝金、翻訳謝金、会場整理員賃金、講師謝金、実技指導謝金、アルバイト謝金、通訳謝金等
宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立て看板費、ウェブサイトでの告知用ページ作成料等
印刷費	プログラム印刷費、台本印刷費、資料印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、活動記録誌印刷費、各種デザイン料等
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
諸経費	案内状送付料、録画費、録音費、写真費、会議費等

① 旅費

「国際航空賃」については、外国人芸術家又は研究者・学芸員の招へいに必要なものに限ります。ただし、滞在期間中の一時帰国・再来日に係る費用は対象外です。なお、一時帰国、再来日に係る「国内交通費」、その移動日に係る「滞在費」も対象外となります。

② 会場費

「会場費」については、申請者自ら設置し又は管理する会場施設に係る経費は対象外となります。

③ 宣伝費

「告知用ウェブサイトの作成料」は、ウェブサイトの作成に係る費用を対象とするものであり、サーバーのレンタルやウェブサイトの運用・管理に係る費用等は対象外です。

④ 一部業務を外部委託する場合の取扱いについて

本事業において、一部の業務を外部委託することは可能ですが、その場合においては委託した業務の経費を上記項目に分けてそれぞれ記載してください。なお、外部委託に係る一般管理費については、支援対象外になります。

## 2. 要望書に計上できない経費（補助対象外経費）

○事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費等含む） ○職員給与 ○印紙代 ○振込手数料  
○楽器・楽譜購入費 ○キャンセル料 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○電話代  
○ビザ取得経費 ○ウェブサイト運用費 ○交際費・接待費 ○予備費 ○取材等に係る経費  
○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代  
○賞品・賞金代 ○保険料 ○備品等購入費 ○国交のない国・地域のみを対象とした事業に係る経費（なお、事業全体の招へい者・参加者等の一部に、国交のない国・地域の者が含まれる場合には、その者に係る経費も対象経費となりますが、その取扱いについては、文化庁の指示に従っていただくことになります。） 等

(注) これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

## Ⅲ. 提出書類について

### 1. 提出書類

提出書類は以下のとおりです。全ての書類はA4版（片面のみ）に統一して各1部ずつ提出してください。カラー印刷である必要はありません（両面印刷は不可）。

なお、①の要望書以外はコピーによる提出も可能ですが、その場合においても、A4版（片面のみ）に規格を統一してください。

- ① 平成27年度文化芸術の海外発信拠点形成事業補助金交付要望書（様式1～4）（以下、「要望書」という。）

\*〔分類2〕の有無により、添付する様式が異なりますので、御注意ください。

- ② 申請団体の定款、寄附行為又はこれらに類する規約等
- ③ 直近3か年の財務諸表
- ④ 直近年度の申請事業と同種事業に関するパンフレット、チラシ、報告書等
- ⑤ 申請団体に関するパンフレット等

### 2. 様式の入手方法

①の要望書の様式は、文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp>）からダウンロードしてください。

### 3. 要望書の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出した書類については、その記載内容について問合せをすることがありますので、申請者は、必ず写しを取り、保管するようにしてください。また、提出された書類等は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 要望書は原則ワープロ打ちで文字の大きさを9ポイント以上で記載してください。また、提出書類には、最初のページ（要望書一枚目のページ）を「1ページ」として、通しでページ数を付してください。
- (3) 要望書は審査資料になるとともに、採択された場合には補助金の額を決定する資料となりますので、提出後変更が生じることがないように、その内容について十分検討の上、作成願います。

特に Excel の場合、印刷時にセル内の文字が全て表示されないなどの不具合がありますので、提出前に印刷した要望書を再度確認いただきますようお願いいたします。

### 4. 要望書記入要領

**【要望書表紙（様式1）】** 《必須》\*どの申請者も必要となります。

本事業の申請を希望する団体は、様式1に必要な資料を添付したものを1部作成して、文化庁長官官房国際課へ要望書類を提出してください。

- ・ **標題**：〔分類2〕について該当する場合、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に定める特定被災地方公共団体及び同法第2条第3項に定める特定被災区域である市町＜**別添**P.10参照＞で実施する場合は選択してください（レ点又は■による）。

- ・ **住所**：申請団体の郵便番号と住所を記載してください。
  - ・ **申請団体名**：申請団体の名称及びその代表者の職名・氏名を記載の上、団体印及び代表者印を押印してください。
    - \* 複数団体で申請を行う場合には、申請の代表となる団体の「住所」、「申請団体名」、「代表者職・氏名」を記載してください。
  - ・ **担当者連絡先**：要望書の内容についての問合せ先となる担当者の連絡先（電話番号については、時間外に連絡可能な番号も必ず記載してください。）、審査結果の郵送先の郵便番号及び住所を記載してください。複数の団体で申請を行う場合には、申請の代表となる団体の担当者の方を記載してください。
    - \* 複数団体で申請を行う場合は、要望書の1枚目（様式1）については、申請の代表となる団体に係る情報を記載してください。
      - 2枚目以降については、以下のいずれかによって、要望書の作成方法が異なりますので、下記に従い作成してください。
- ① 複数の団体が実施する別々のプログラムを、1件の申請として共同申請を行う場合
    - 「1. 補助事業の目的及び内容」、「2. 補助事業の収支予算」、「3. 申請団体の概要等」を、プログラムごとに別々に作成してください。（例えば、三つのプログラムを共同申請する場合、いずれも三つずつ作成してください。）
  - ② 複数の団体が共同して実施する1件のプログラムを、共同申請する場合
    - 「1. 補助事業の目的及び内容」、「2. 補助事業の収支予算」については、1プログラム分作成してください。「3. 申請団体の概要等」については、共同申請する団体の数だけ作成してください。

#### 〔芸術創造支援プログラム〕・〔分類1〕

(1) **【1. 補助事業の目的及び内容】（様式2-1）**《必須》\*どの申請者も必要となります。

##### ① プログラム名

必ずアーティスト・イン・レジデンスのプログラム名を記載してください。

##### ② プログラムの概要

- ・ **プログラムの趣旨、目的**：プログラムの実施の趣旨・目的について、詳細に記載してください
- ・ **プログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーター名**：プログラムの策定に中心的な役割を果たすプログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーターの方の氏名を記載してください。あわせて、略歴等を添付してください（様式任意）。
- ・ **招へい期間**：招へいプログラムの実施期間を記載してください。また、招へい者によって滞在期間が異なる場合については、招へい期間の幅を記載してください（例：30日～90日）。
  - なお、〔分類2〕を除いて、滞在期間が30日間未満の招へい者については、補助対象外となりますので、御注意ください。
- ・ **招へい人数**：プログラムの年度内における招へい予定人数を記載してください。

- ・ **招へい分野**：招へい者の芸術分野（美術、メディア芸術、建築、デザイン、工芸、文学、音楽、舞踊、演劇、映画など）を記載してください。
- ・ **招へい者の公募方法**：招へい者をどのような方法で公募するのか、応募要領の配布方法（ウェブサイト、芸術文化関係施設へのポスター・チラシの配布、海外アーティスト・イン・レジデンスへの協力要請など）や選考方法等について記載してください。なお、公募を行わず招へい者を決定する場合は、どのような経緯により招へい者を決定するのか等、その経緯や選考方法等を記載してください。
- ・ **招へい者の応募条件**：招へい者を募集するに当たり、どのような条件を付しているかについて、記載してください。
- ・ **招へい者への支援内容**：往復の航空運賃、作品制作に係る材料費、滞在費月額 X 万円など、招へい者に対して、どのような支援を行うのかについて記載してください。また、補助事業期間中又は終了後において、招へい者が国内外において行う展覧会又は公演等の国際的な発信活動を支援する場合の計画を記載してください。
- ・ **招へい者のフォローアップ方法**：過去の招へい者のその後の活動に関する情報把握をどのように行っているか、どのようなコンタクトを取っているか、また、その者を通じて出身国との交流をどのように深めているかなどについて記載してください。
- ・ **その他プログラムの概要、特色など**：〔芸術創造支援プログラム〕の上記項目以外の補足事項及びこれに付随して実施する「5. 補助対象事業 アーティスト・イン・レジデンス事業（2）対象事業」〔分類1〕①～⑤の事業について、事業ごとに分けて記載してください。各事業について記載していただきたい内容については、下記のとおりです。

〔分類1〕

- ① **外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の我が国文化芸術の研究支援プログラム**  
対象分野、年間滞在研究者等数、研究者等に対する支援の内容、公募方法、過去に滞在した研究者等のフォローアップ方法、プログラムの特色など
- ② **招へい外国人芸術家による創作作品の発表機会の提供**  
展覧会・公演など発表機会の形式、実施期間・回数、会場名・規模、どのような作品を何点程度展示するかなど
- ③ **招へい外国人芸術家又は研究者・学芸員によるリサーチ活動**  
外国人芸術家又は研究者・学芸員がどのようなリサーチ活動を、どのような形式で誰を対象に実施するのかなど
- ④ **招へい外国人芸術家と国内芸術家との共同創作活動**  
共同創作を行う芸術家の選定方法、制作期間、制作場所など
- ⑤ **招へい外国人芸術家又は研究者・学芸員による講演会・セミナー・ワークショップ・シンポジウム等の活動**  
講演会・セミナー・ワークショップ・シンポジウム等の実施形態、会場名・規模、参加対象者、参加見込み数、議題の内容など

### ③ 補助を受けることにより得られる効果

補助を受けることによるプログラムの充実、交流機会の拡大、新たに開始する取組など、プログラム全体にどのような効果が得られるのかについて、分かりやすく記載してください。

## 〔分類2〕

### (2) 【1-2. 〔分類2〕の目的及び内容】(様式2-2)

\*〔分類2〕の事業を実施する場合は下記の要領により、様式2-2を記載してください。

申請を行う事業について、下記〔分類2〕①～⑤のうち該当するものを選択し、それに対応した項目を記載してください（関係のない項目は、削除していただいて構いません）。

#### ① 国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会・公演等のプログラム

- ・ **事業名**：国際展等の国際フェスティバルの名称を記載してください。
- ・ **事業概要**：国際フェスティバル全体の事業概要について、実施期間、実施場所、実施事業内容、当該フェスティバルの特色などを記載してください。また、当該フェスティバルに係るパンフレット、チラシなどを添付してください。
- ・ **プログラムの概要**：本事業の補助対象となるプログラムについて、名称、芸術家に対する支援の内容、特色などを、分かりやすく記載してください。
- ・ **趣旨・目的、期待される効果**：事業実施の趣旨・目的、国際文化芸術交流の推進、文化芸術振興等の観点から事業実施により期待される効果について、記載してください。
- ・ **外国人芸術家の概要**：様式に沿って必要な情報を記載いただくとともに、その芸術家の略歴、活動歴、主な作品などについて、記載してください。略歴等に関しては、別添していただいても構いません。なお、主な作品については、その内容がわかるように、詳細を記載してください。美術などの作品については、図版、写真等を添付していただいても構いません。  
また、招へいする芸術家が複数の場合は、適宜欄を追加して記載してください（「滞在期間」、「滞在場所」、「創作活動の概要」についても同じ）。
- ・ **滞在期間、滞在場所**：いつからいつまでの期間にどこに滞在するのかを記載してください。滞在場所については、宿泊施設、その所在地などを記載してください。
- ・ **創作活動の概要**：外国人芸術家が滞在期間中にどのような作品を制作するのか等について記載していただくとともに、そのスケジュールなどについても記載してください。
- ・ **創作作品の発表機会（展覧会、公演等）の概要**：会場名・規模、展覧会、公演等をどれくらいの期間又は回数実施するのか、公演等に関しては、主な出演者（指揮者、演奏家、舞踊家、俳優等）、主なスタッフ（演出家、舞台監督等）などについて記載してください。

## ② アーティスト・イン・レジデンスと芸術系大学等教育機関が連携し、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会・公演等のプログラム

- ・ **プログラムの概要**：プログラムの名称、特色、芸術創造、展覧会・公演等のプログラムを実施するに当たっての連携体制などを記載してください。
- ・ **趣旨・目的、期待される効果**：両者の連携の趣旨・目的、連携によって双方の構成員・学生などにどのような効果を及ぼすことが期待できるのか、また、作品創作にどのような効果が期待できるのかなどについて記載してください。
- ・ **外国人芸術家の概要**：様式に沿って必要な情報を記載いただくとともに、その芸術家の略歴、活動歴、主な作品などについて、記載してください。略歴等に関しては、別添していただいても構いません。なお、主な作品については、その内容が分かるように、詳細を記載してください。美術などの作品については、図版、写真等を添付していただいても構いません。

また、招へいする芸術家が複数の場合は、適宜欄を増やして記載してください（「滞在期間」、「滞在場所」、「創作活動の概要」についても同じ）。

- ・ **滞在期間、滞在場所**：いつからいつまでの期間に、どこに滞在するのかを記載してください。滞在場所については、宿泊施設、その所在地などについて記載してください。
- ・ **創作活動の概要**：外国人芸術家が滞在期間中にどのような作品を制作するのか等について記載していただくとともに、そのスケジュールなどについても記載してください。
- ・ **創作作品の発表機会（展覧会、公演等）の概要**：実施会場の名称・規模（座席数）、展覧会、公演等をどれくらいの期間、回数実施するのか、展覧会に関しては、どのような作品を何点程度展示するのか、公演等に関しては、主な出演者（指揮者、演奏家、舞踊家、俳優等）、主なスタッフ（演出家、舞台監督等）などについて記載してください。

\* 本事業の申請においては、アーティスト・イン・レジデンスと芸術系大学等教育機関との共同申請になりますが、要望書（様式1）の1枚目については、申請の代表となる団体に係る情報を記載してください。

2枚目以降の「1. 補助事業の目的及び内容」、「2. 補助事業の収支予算」は一つにまとめて作成し、「3. 申請団体の概要等」は、アーティスト・イン・レジデンスと芸術系大学等教育機関等それぞれ別々に作成してください。

## ③ 優れた外国人芸術家を招へいして行う滞在型の国内外若手芸術家の教育プログラム

- ・ **プログラムの概要**：実施期間、場所、カリキュラム、若手芸術家の参加者数、募集・選抜方法などを記載してください。
- ・ **趣旨・目的、期待される効果**：本プログラムの実施の趣旨・目的、実施により参加若手芸術家に期待される効果、また、本プログラムの今後の実施方針・将来的な展望などについて記載してください。
- ・ **外国人芸術家の概要**：様式に沿って必要な情報を記載いただくとともに、その

芸術家の略歴、活動歴、主な作品などについて、記載してください。略歴等に関しては、別添していただいても構いません。なお、主な作品については、その内容が分かるように、詳細を記載してください。美術などの作品については、図版、写真等を添付していただいても構いません。

また、招へいする芸術家が複数の場合は、適宜欄を追加して記載してください（「滞在期間」、「滞在場所」、「創作活動の概要」についても同じ）。

- ・ **滞在期間、滞在場所**：いつからいつまでの期間にどこに滞在するのかを記載してください。滞在場所については、宿泊施設、その所在地などを記載してください。

#### **④ 国内のアーティスト・イン・レジデンスの連携強化のためのセミナー・シンポジウム等の開催**

- ・ **セミナー・シンポジウム等の概要**：実施時期・場所、講演者・パネリスト等の氏名・肩書、参加対象者、参加者数、議題の詳細などを記載してください。
- ・ **趣旨・目的、期待される効果**：当該事業の開催の趣旨・目的、事業の実施によるネットワーク構築、アーティスト・イン・レジデンスの知名度・認知度の向上に及ぼす効果などを記載してください。

#### **⑤ アーティスト・イン・レジデンス事業を行うに当たり、必要な専門スタッフの人材育成プログラム**

- ・ **人材育成プログラムの概要**：実施時期、育成プログラムの方法、育成対象者（人数）などを記載してください。
- ・ **趣旨・目的、期待される効果**：当該事業の趣旨・目的、事業の実施による効果などを記載してください。

※ 1 申請において、①～⑤の複数の事業を申請する場合

1 申請において、①～⑤の複数の事業を申請する場合は、「1. 補助事業の目的及び内容」については、該当する事業に係る様式を全て記載してください。

「2. 補助事業の収支予算」については、一つにまとめて作成していただき、各項目（費目）の中でいずれに係る経費であるかを分けて、分かりやすく記載してください。

### **(3) 【2. 補助事業の収支予算】（様式 3-1-1・3-2-1）**

**\* 〔分類2〕を含まない事業の場合は様式 3-1-1、〔分類2〕を含む事業の場合は様式 3-2-1 を記載してください。要望書に計上できる経費の費目が異なりますので、御注意ください。**

- ・ **申請する事業全体の「収入」・「支出」**：「内訳」欄は単価×人数・個数・日数等を積算し、円単位で記載してください。また、「予算額」欄は、「内訳」欄の積算額の合計金額を千円単位で記載してください。
- ・ **「収入」の補助金・助成金、寄附金・協賛金、広告料**：既に確定又は内定しているものを必ず記載してください。

- ・ **入場料収入等**：〔分類2〕における展覧会・公演等を有料で実施する場合の入場料収入や教育プログラムの参加費等やプログラム・図録等の売上げなどの収入見込みを記載してください（様式3-2-1のみ）。
- ・ **その他収入**：〔分類1〕における展覧会・公演等、セミナー・シンポジウム等の入場料収入や図録・パンフレット等の販売収入を予定している場合は、その見込額を記載してください。
- ・ **自己負担金（ロ）**：「支出」の「総額（A+B）」から「収入」の「小計（イ）」及び「要望する補助金の額（ハ）」を除いた額を記載してください。具体的な資金調達方法等も記載してください。
- ・ **要望する補助金の額（ハ）**：
  - （1）原則8,000千円と記載してください。ただし、補助対象経費又は支出総額（A+B）から収入の小計（イ）を除いた額が8,000千円に満たない場合は6,000千円までの金額で記載ください（P.1参照。要望できる補助金の額は10万円単位とします）。
  - （2）原則5,000千円と記載してください。ただし、補助対象経費又は支出総額（A+B）から収入の小計（イ）を除いた額が5,000千円に満たない場合は条件を満たす金額で記載してください（P.1参照。要望できる補助金の額は1万円単位とします。）
- ・ **支出**：申請事業全体に係る経費を補助対象経費と補助対象外経費に分けて記載してください。補助対象経費については、11～13ページ「1. 要望書に計上できる経費」を参照してください。（1）〔芸術創造支援プログラム〕・〔分類1〕については、11ページの表を、（2）〔分類2〕については、13ページの表を参照してください。
- ・ **「支出」の「内訳」欄の積算**：11～13ページ「1. 要望書に計上できる経費」（1）〔芸術創造支援プログラム〕・〔分類1〕又は（2）〔分類2〕の「内訳」欄の各費目名等を記載し、費目名等ごとに積算してください。
  - \* 「収入」の「総額（イ+ロ+ハ）」と「支出」の「総額（A+B）」は、一致するように記載してください。
- ・ 〔分類2〕「① 国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会・公演等のプログラム」に関しては、フェスティバル全体に係る予算ではなく、当該申請事業に係る予算のみを記載してください。
- ・ 消費税非課税・不課税となる経費については、内訳の欄において、\*を付してください。なお、計上に当たっては、会計に関する専門知識を有する方に確認してください。
- ・ 内訳欄を合計の上、予算額欄において千円未満は切捨てとしてください。

（4）別紙「消費税等仕入控除税額予算書」（課税事業者用）（様式3-1-2・3-2-2）

\* 〔分類2〕を含まない事業の場合は様式3-1-2、〔分類2〕を含む事業の場合は様式3-2-2を記載してください。経費の費目が異なりますので、御注意ください。

本事業の補助を受ける団体が課税事業者の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費

税の還付金が発生することになります。還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れに係る消費税相当額を、あらかじめ補助対象経費から減額しておく必要があるため、作成いただくものです。したがって、提出いただくのは、消費税の課税事業者のみです。

なお、本事業における取引は、ほとんどが国内における取引であり、課税取引になると思われますが、国際航空賃等国外取引に係る経費は、課税対象外となります。どのような経費が課税対象外となるかについては、税理士等に確認の上、御記入ください。

**(5)【3. 申請団体の概要等】(様式4) 《必須》**

- ・① **団体概要**：〔分類2〕を実施する場合は、芸術監督など申請する事業の芸術面において中心的な役割を担う者について、その者の略歴、活動歴、主な作品などを別添してください。なお、氏名は本名で記入してください（芸名等がある場合は、括弧書きにて併記してください）。
- ・② **組織図**：本事業を実施するに当たっての体制を、誰がどのような役割を担うのかなどが分かるように記載してください。
- ・③ **財務等状況**：平成25年度及び26年度の財務状況を、項目ごとに記載してください。
- ・⑤ **達成の目標**：本事業の補助を受けることにより、文化創造と国際的発信の我が国の中心的拠点として、どのような発展を目指すのか等について、記載してください。
- ・⑥ **過去に実施した同種事業の実績**：平成23年度から26年度において、今回申請する事業と同種の事業を行った実績がある場合は、その内容について詳しく記載してください。〔分類2〕を実施する申請者は、申請事業と同内容の事業を過去に実施した実績がある場合には、その事業の内容を記載してください。記載内容としては、事業名、実施時期・期間、事業内容、事業の実績データ（参加者数、来場者数など）、事業の成果などです。
- ・⑦ **他のアーティスト・イン・レジデンス等との協力状況**：それぞれの項目に関して、現在どのような協力を行っているかを、記載してください。

平成27年度 文化芸術の海外発信拠点形成事業(アーティスト・イン・レジデンス事業) 要望書

[分類2]あり

特定被災地方公共団体・特定被災区域での実施あり

平成 27年 2 月 日

文化庁長官 殿

住所 〒

申請団体名  
代表者職・氏名

印

下記の活動を行いたいので、要望書を提出します。

記

- 1. 補助事業の目的及び内容 ○ページ
- 2. 補助事業の収支予算 ○ページ
- 3. 申請団体の概要等 ○ページ

【担当者連絡先】

(ふりがな)		担当者所属	
担当者氏名			
住所	〒		
電話	(時間外連絡先)		
FAX		E-mail	

## 【1. 補助事業の目的及び内容】

①プログラム名			
②プログラムの概要			
プログラムの趣旨、目的			
プログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーター名(略歴を別添すること)			
招へい期間			
招へい人数		招へい分野	
招へい者の公募方法			
招へい者の応募条件			
招へい者への支援内容			

招へい者へのフォローアップ方法	
② その他プログラムの概要、特色など	
③ 補助を受けることにより得られる効果	

## 【1-2. [分類2]の目的及び内容】

下記のうち、実施する事業に○をつけ、該当する様式を記載してください(複数選択可)。

1. 国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会、公演等のプログラム
  2. アーティスト・イン・レジデンスと芸術系大学等教育機関が連携し、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会・公演等のプログラム
  3. 優れた外国人芸術家を招へいして行う滞在型の国内外若手芸術家の教育プログラム
  4. 国内のアーティスト・イン・レジデンスの連携強化のためのセミナー・シンポジウム等の開催
  5. アーティスト・イン・レジデンス事業を行うに当たり、必要な専門スタッフの人材育成プログラム
1. 国際展等の国際芸術フェスティバルにおいて、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会、公演等のプログラム

国際展等の国際芸術フェスティバル全体の概要	
事業名	
事業概要	

申請するプログラムの内容					
プログラムの概要					
趣旨・目的、期待される効果					
外国人芸術家の概要	氏名 (カタカナ)		国籍		年齢
	氏名 (ローマ字)		芸術分野		
	(略歴・活動歴、主な作品など)				

滞在期間	～ ( 日)	滞在场所	
創作活動の概要			
創作作品の発表機会 (展覧会、公演)の概要			

2. アーティスト・イン・レジデンスと芸術系大学等教育機関が連携し、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造、展覧会、公演等のプログラム

プログラムの概要			
趣旨・目的、期待される効果			
アーティスト・イン・レジデンス団体名		教育機関名	

外国人芸術家の概要	氏名 (カタカナ)		国籍		年齢	
	氏名 (ローマ字)		芸術分野			
	(略歴・活動歴、主な作品など)					
滞在期間	～ ( 日 )		滞在场所			
創作活動の概要						
創作作品の発表機会 (展覧会、公演)の概要						

### 3. 優れた外国人芸術家を招へいして行う滞在型の国内外若手芸術家の教育プログラム

プログラムの概要	
趣旨・目的、期待される効果	

外国人芸術家の概要	氏名 (カタカナ)		国籍		年齢	
	氏名 (ローマ字)		芸術分野			
	(略歴・活動歴、主な作品など)					
滞在期間	～ ( 日)		滞在场所			

## 4. 国内のアーティスト・イン・レジデンスの連携強化のためのセミナー・シンポジウム等の開催

事業名	
セミナー・シンポジウム等の概要	
趣旨・目的、期待される効果	

5. アーティスト・イン・レジデンス事業を行うに当たり、必要な専門スタッフの人材育成プログラム

事業名	
プログラムの概要	
趣旨・目的、期待される効果	

## 【2. 補助事業の収支予算】

## (収入)

(単位:千円)

区分	内 訳(円)	予算額
収入	[補助金・助成金]	
		千円
	[寄付金・協賛金]	
		千円
	[広告料]	
		千円
	[その他収入]	
		千円
小計(イ)		千円
自己負担金(ロ)	資金調達方法等	
		千円
交付を受けようとする補助金の額(ハ)		千円
総額(イ+ロ+ハ)		千円

## (支出)

(単位:千円)

	項目名	内 訳(円)	予算額
補助対象経費	旅費		
			千円
	会場費		
			千円
	創作活動費		
			千円
	文芸費		
			千円
	謝金		
			千円

補助対象経費	宣伝費		千円
	印刷費		千円
	運搬費		千円
	諸経費		千円
小計(A)			千円
消費税等仕入控除税額計(C)			千円
補助対象経費計(D) * 課税業者は税額を控除する(A)-(C)、免税事業者及び簡易課税事業者は(A)			千円
補助対象外経費(B)			千円
			千円
総額(A+B)			千円

別紙「消費税等仕入控除税額予算書」(課税事業者用)

(支出)

区分	内 訳	予算額
	円	千円
補助 対象 経費 の うち 課 税 対 象 外 経 費	旅費	
	会場費・創作活動費・文芸費・謝金	
	宣伝費・印刷費・運搬費	
	諸経費	
	課税対象外経費計	
補助対象経費 小計(A)		
消費税等仕入控除税額計(C) *[ 小計(A) - 課税対象外経費計 ] × 8/108		
補助対象経費計(D) *小計(A) - 消費税等仕入控除税額計(C)		

## 【2. 補助事業の収支予算】

## (収入)

(単位:千円)

区分	内 訳(円)	予算額
入場料収入等	[入場料収入]	
		千円
	[プログラム・図録売上収入]	
		千円
その他収入	[補助金・助成金]	
		千円
	[寄付金・協賛金]	
		千円
	[広告料・その他収入]	
		千円
小計(イ)		千円
自己負担金(ロ)	資金調達方法等	
		千円
交付を受けようとする補助金の額(ハ)		千円
総額(イ+ロ+ハ)		千円

## (支出)

(単位:千円)

	項目名	内 訳(円)	予算額
補助対象経費	旅費		
			千円
	会場費		
			千円
創作活動費			
		千円	
出演費			
		千円	
音楽費			
		千円	
文芸費			
		千円	

	項目名	内 訳(円)	予算額
補助対象経費	舞台費		千円
	上映費		千円
	作品借料		千円
	謝金		千円
宣伝費		千円	
印刷費		千円	
運搬費		千円	
諸経費		千円	
小計(A)			千円
消費税等仕入控除税額計(C)			千円
補助対象経費計(D) * 課税業者は税額を控除する(A)-(C)、免税事業者及び簡易課税事業者は(A)			千円
補助対象外経費(B)			千円
総額(A+B)			千円

別紙「消費税等仕入控除税額予算書」(課税事業者用)

(支出)

区分		内 訳	予算額	
補助 対象 経費 のうち 課 税 対 象 外 経 費	旅費	円	千円	
	会場費・ 創作活動費			
	出演費・ 音楽費・ 文芸費・ 舞台費・ 上映費・ 作品借料・ 謝金			
	宣伝費・ 印刷費・ 運搬費			
	諸経費			
	課 税 対 象 外 経 費 計			
	補助対象経費 小計 (A)			
消費税等仕入控除税額計 (C)				
* { 小計 (A) - 課税対象外経費計 } × 8 / 108				
補助対象経費計 (D)				
*小計 (A) - 消費税等仕入控除税額計 (C)				

## 【3. 申請団体の概要等】

## ① 団体概要

団体の名称	(ふりがな)	代表者	(役職) (ふりがな) (氏名)
所在地	〒	団体設立年月	
		年	月
プログラム・プロジェクトディレクター／コーディネーターなど * [分類2]の場合は、芸術監督など	職名(担当)	氏名	勤務形態(任期)
会計責任者	職名	氏名	勤務形態(任期)
監査責任者	職名	氏名	勤務形態(任期)

## ② 組織図

--

## ③ 財務等状況

平成25年度	収入(百万円)		支出(百万円)		収支差
	事業収入		事業費		
補助金		うちAIR関係費			
助成金		上記以外の事業費			
その他		管理費			
		人件費			
合計		合計			

  

平成26年度	収入(百万円)		支出(百万円)		収支差
	事業収入		事業費		
補助金		うちAIR関係費			
助成金		上記以外の事業費			
その他		管理費			
		人件費			
合計		合計			

## ④ 設立目的・理念・運営方針

団体の設立目的、理念・運営方針	
-----------------	--

## ⑤ 達成目標

目標	
----	--

## ⑥ 過去に実施した同種事業の実績

	実施したプログラムの概要
平成23年度	
平成24年度	
平成25年度	
平成26年度	

## ⑦ 他のアーティスト・イン・レジデンス等との協力状況

他のアーティスト・イン・レジデンスとの連携協力の状況	
地方公共団体、地元企業・団体等との連携協力の状況	
他の大学等教育機関との連携協力の状況	

地域住民との協働の取り組み	
---------------	--